

## 前橋市居住支援協議会会則

### (名称)

第1条 この会は、前橋市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

### (目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。以下同じ。）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、こどもを養育する者、日本の国籍を有しない者その他住宅の確保に配慮を要する者（法第2条第1項の規定による住宅確保要配慮者（以下「住宅確保要配慮者」という。以下同じ。））に対する賃貸住宅の供給の促進及び円滑な入居のために必要な措置について調整し、関係機関の連携を図ることにより、地域における居住の安定確保と福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者及び賃貸人に対する情報提供に関すること。
- (2) 民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための仕組みづくりに関すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の受入れに関する理解促進及び住宅市場の環境整備に関する普及啓発に関すること。
- (4) 地方公共団体、居住支援法人、不動産関係団体、福祉団体等との協働による地域資源の活用に関すること。
- (5) 住宅確保要配慮者の居住支援に関する調査研究、事例共有、研修会の開催その他目的達成に必要な事業に関すること。

### (会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

- 2 本会への入会を希望する個人又は団体は、会長に入会申込書（別記様式第1号）を提出し、本会の承認を得なければならない。
- 3 会員は、退会をしようとするときは、会長に退会届（別記様式第2号）を提出しなければならない。
- 4 会員は、本会の活動に対して報酬を受けないものとする。

### (事務局)

第5条 本会の事務局は、前橋市都市計画部建築住宅課に置く。

### (役員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- 2 会長は、前橋市都市計画部建築住宅課長をもってこれに充てる。
- 3 副会長のうち1名は、前橋市福祉部社会福祉課長をもってこれに充てる。
- 4 副会長のうち1名は、居住支援法人の代表者の中から互選により選出する。その任

期は2年とし、再任を妨げないものとする。

- 5 互選は、居住支援法人の代表者による過半数の賛成を持って行うものとする。
- 6 居住支援法人の代表者の中から互選により選出された副会長の任期満了の際には、互選を行うものとする。
- 7 副会長が任期途中で退任した場合には、後任を互選により選出し、その任期は前任者の残任期間とする。
- 8 会長は、本会を代表し、会議を招集して議長となる。
- 9 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第7条 毎年度1回の総会を行うものとする。

- 2 会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合は、会議を開催することができる。
- 3 会議は、会員の過半数の出席により成立する。
- 4 会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の個人又は団体に対し、会議への出席を求めることができる

(ワーキンググループ)

第8条 会長が必要と認めるときは、ワーキンググループ（以下「WG」という。以下同じ）を置くことができる。

- 2 WG構成員は、会長が指名するものとする。
- 3 WGは、必要に応じて会議を行うものとし、検討結果を会長に報告するものとする。
- 4 その他WGの運営に関する事項は、会長が別途定めるものとする。

(秘密の保持)

第9条 会員は、本会の活動に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

- 2 会員は、本会の活動に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第10条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

この会則は、令和7年12月16日から施行する。

別表（第4条関係）

関係団体	社会福祉法人前橋市社会福祉協議会 群馬県住宅供給公社 一般社団法人群馬県宅地建物取引業協会前橋支部 公益社団法人全日本不動産協会群馬県本部 公益財団法人日本賃貸住宅管理協会群馬県支部
居住支援法人	株式会社アッコラ 株式会社V S I 都市開発 株式会社メモリアル 富士イズム株式会社 社会福祉法人協同福祉会 特定非営利活動法人じゅんけんぽん
前橋市	市民部共生社会推進課 文化スポーツ観光部文化国際課 福祉部社会福祉課 福祉部長寿包括ケア課 福祉部障害福祉課 こども未来部こども支援課 健康部保健所保健予防課 都市計画部建築住宅課 教育委員会事務局教育支援課

別記様式第1号（第4条関係）

年 月 日

前橋市居住支援協議会入会申込書

(宛先) 前橋市居住支援協議会 会長

このことについて、次のとおり入会の申し込みをいたします。

団体名等	(ふりがな)
代表者名	
所在地	
電話番号	( ) - - -
FAX番号	( ) - - -
E-mail	
URL	
居住支援に関する業務 内容及びその特徴	
担当者：職氏名	
担当者連絡先	( ) - - -

別記様式第2号（第4条関係）

年 月 日

前橋市居住支援協議会退会届

（宛先）前橋市居住支援協議会 会長

このことについて、次のとおり届け出いたします。

団体名等	(ふりがな)
代表者名	
退会理由	
担当者：職氏名	
担当者連絡先	( ) - - -